

加須市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行
○加須市地域公共交通会議設置要綱 (組織) 第4条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又は当該事業者が指名する者 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又は当該事業者が指名する者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又は当該団体が指名する者 (5) 住民又は利用者の代表者 (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又は当該団体が指名する者 (8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者 (会長) 第6条 会長は、第4条第1号の者とする。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める者がその職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その	○加須市地域公共交通会議設置要綱 (組織) 第4条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 副市長 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者 (5) 住民及び利用者の代表 (6) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、知識識見を有する者その他の市長が必要と認める者 (会長) 第6条 会長は、副市長とする。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める委員がその職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その

改 正 後	現 行
議長となる。	議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。	2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 ^{（新設）} の決するところによる。	3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。	4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
5 前各項の規定にかかわらず、緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があると議長が認めるときは、書面による決議をもって会議の議決に代えることができる。	5 前各項の規定にかかわらず、緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があると会長が認めるときは、書面による決議をもって会議の議決に代えることができる。
（部会） 第8条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。この場合において、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議をするときは、運賃協議部会を置くものとする。	〔新設〕
2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	
（謝礼） 第9条 略 （協議結果） 第10条 略 （庶務） 第11条 略 （委任） 第12条 略	（謝礼） 第8条 略 （協議結果） 第9条 略 （庶務） 第10条 略 （委任） 第11条 略